

不以) 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

特定非営利活動法人 京おとくに・街おこしネットワーク定款 (。そ/じき/し起)

本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

本多

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 京おとくに・街おこしネットワークという。

本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

(事務所) 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府長岡京市神足2丁目3番1号バンビオ1番館

市民活動サポートセンター内に置く。

本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

思らむ 第2章 目的及び事業 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

(目的) 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

第3条 この法人は、広域乙訓地域（広域乙訓地域とは明治22年4月1日町村法施行に伴う1町10村の旧乙訓郡をいう）に対して、地域が包含する資源や魅力を生かした西山環境整備、特産品開発、総合観光開発等に係る事業を行い、地域の活性化、魅力ある街おこしに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

(夫妻の辞責の員会)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

(2) 観光の振興を図る活動 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

(事業)

(各額)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業 (会計)

① 西山古道整備事業 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

② 乙訓地域の特産品開発事業 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

③ 乙訓地域の観光総合ガイド事業 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

④ 花と緑の街おこし事業 (各額)

⑤ 街おこしイベントの企画、情報発信に係る事業 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

⑥ その他本法人の目的に関する事業 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

第3章 会員 (1)

(種別) 本多野原市立宮毛宝村丁にまち会五、Jも野Sの文、お員会の人志の二、柔8葉

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会して、総会の議決権を持つ個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会して、総会の議決権を持たない個人及び団体

(解説)

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員・ 賛助会員は、広域乙訓地域の街おこし及び街の活性化に思いを持つ個人及び団体とする。
 - (2) 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - (3) 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

(成績の貢献等非宝井)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

(業事)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

員会 著者

(附則)

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

（第 12 条の解説）

第 4 章 顧問

(選任及び職務)

(委嘱)

第 13 条 この法人は事業遂行のため、顧問をおくことができる。顧問は理事長が委嘱し、必要に応じて理事長の諮問に応ずるものとし、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

2 その任期は 2 年間とする。但し、再任を妨げない。

（第 13 条の解説）

第 5 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 4 人以上 15 人以内

(支給員外)

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

(選任)

第 15 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が

1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の總

数の 3 分の 1 を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(等級)

(職務) (選任)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(監査)

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は

所轄庁に報告すること。

(監査不の品金出資)

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

問題 草ト案

(任期等)

(任期の品金出資)

- 第 17 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(任期の品金出資)

(欠員補充)

(内以人る「土以人ト」事 暫 (1))

- 第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(事 暫)

- 第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 20 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。(報酬)
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(職員)
- 第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。

第 6 章 総会

(種別)

- 第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

(会員)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能) 手賀半兵の員会五式J漏出、依頼のによる宝駄の轉写の二、理事會の金額 S
第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

(開催)

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

(監視)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

合意 (8)

(表決権等)

投票のチケット並真子領書む投票情報事 (1)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

真実虚偽の投票権事 (6)

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議開)

(議事録)

の手書開回手手書の会員常勤柔らかく葉

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(業務)

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

(貢呈)

第7章 理事会

(貢呈)

(構成) はつだんの事務の予、会事務のすきを審議する会員の限界、アリヤにこの会員の会事務。ト
第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

議決するときの(1)

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

議決するときの(2)

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

会事務(3)

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

議決するときの(1)

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

議決するときの(2)

(3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

議決の権利

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

議決するときの(1)

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

議決するときの(2)

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

議決するときの(3)

議決の権利(3)

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

議決の権利

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議決の権利

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席した

ものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

(議録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(収益)

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(特定)

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算) (規則)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算) (監査の会議 (I))

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用) (監査の会議 (II))

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(監査の会議余認)

(予算の追加及び更正) (監査の会議 (III))

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(特例)

(事業報告及び決算) (監査の会議 (IV))

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(監査の会議)

(事業年度) (監査の会議 (V))

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(附則)

第9章 定款の変更、解散及び合併 (監査の会議 (VI))

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散) (真子む気画信業事)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(監査の細則)

第11章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(更変の細則)

附 则 第55条の2第1項の金額をもととするに依るに、この定款は、この法人の成立の日から施行する。

1 この定款は、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	中山 秀亞
理事	木村 嘉男
理事	長尾 雅夫
理事	林 勝
理事	伊関 博一
理事	森本 素生
理事	坂 昇
理事	太田 早苗
理事	清水 昌平
理事	大下 邦男
理事	大田 勉
理事	南 憲司
監事	中小路 浩三

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2010年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ・入会金 0円
- ・年会費 2,000円

(2) 賛助会員

- ・入会金 0円
- ・年会費 一口当たり 2,000円 (一口以上)

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。